

香川県国土強靱化地域計画策定有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年12月11日法律第95号)第13条に定める国土強靱化地域計画の策定について、幅広く意見を求めるため香川県国土強靱化地域計画策定有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 有識者会議の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 国土強靱化地域計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、国土強靱化地域計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 有識者会議は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、国土強靱化に関して専門の知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成27年12月31日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、任期の延長ができるものとする。

(座長)

第6条 有識者会議に座長を置くものとする。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 有識者会議は、座長が召集し、座長がその議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 有識者会議は、委員のほかオブザーバーとして、必要に応じ議事に関係ある者を臨時に出席させることができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、政策部政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。